

卸売市場法改正を踏まえた条例改正について

＜改正卸売市場法の背景(改正法の施行日:令和2年6月21日)＞ (別紙1 改正卸売市場法の概要参照)

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進

＜これまでの取組＞

卸売市場法の改正を踏まえ、東京都中央卸売市場条例を改正するにあたり、卸売市場の活性化等について意見交換を行うとともに、卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項(その他の取引ルール)を定める場合に、取引参加者から意見を聴くことを目的として条例改正準備会議を設置

【委員】 別紙2のとおり

【検討状況】

	開催日	内容	備考
第1回会議	平成30年12月4日(火)	・改正卸売市場法の概要 ・今後の会議の開催予定等	
第2回会議	平成31年2月7日(木)	・卸売市場を取り巻く状況の説明 ・改正卸売市場法に対する評価等について意見交換	出荷者、卸・仲卸業者、実需者の委員で開催
第2回会議(その2)	平成31年2月28日(木)	・第2回会議の資料、当該会議において出された意見の説明 ・都民生活において卸売市場の果たしている役割等について意見交換	外部有識者の委員で開催
第3回会議	令和元年5月31日(金)	・条例改正の方向性について説明	別紙3、別紙4参照

＜今後の予定＞

第4回準備会議 (令和元年7月末頃)

・条例改正の内容(その他の取引ルール)に対する意見聴取

改正卸売市場法の概要

(別紙1)

		現行制度	改 正
市場の開設等	開設者	【国の認可】 都道府県、人口20万人以上の市	【国の認定】 民間も可能
	開設区域	都全域を国が指定	廃止
	業務許可	卸売業者：国の許可 仲卸業者：開設者の許可 売買参加者：開設者の承認	廃止
取引のルール	共通ルール	売買取引の原則（公正かつ効率的に）	現行どおり
		差別的取扱いの禁止 （卸売業者は出荷者、買受人を不当に差別してはならない）	現行どおり
		売買取引の方法（品目区分を設定） 〔 1号物品（全量せり） 2号物品（一定割合をせり） 3号物品（せり相対とも可） 〕	売買取引の方法 （業務規程に定める方法による）
		—	売買取引の条件の公表（新規） （卸売業者は営業日、取扱品目、決済条件、委託手数料の率、奨励金の内容等を公表）
		受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ） （卸売業者は販売の委託の申込みがあった場合、正当な理由がなければ拒んではならない）	現行どおり
		決済の確保 （業務規程に定める方法による）	決済の確保 （業務規程に定める方法による） （卸売業者による事業報告書の提出）
		売買取引の結果等の公表 （卸売業者は卸売予定数量、卸売結果を公表）	売買取引の結果等の公表 （卸売業者は卸売予定数量、卸売結果、月ごとの委託手数料の受領額、奨励金の交付額を公表）
	主要な任意ルール	第三者販売の原則禁止 （卸売業者は仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはならない）	共通ルール以外のルールを定める場合は、 「共通ルールに反しないこと」 「取引参加者の意見を聴くこと」 「そのルールを定めた理由の公表」 が必要
		直荷引きの原則禁止 （仲卸業者は卸売業者以外から買い入れて販売してはならない）	
		商物一致の原則 （卸売業者は市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない）	
小売行為の制限 （卸売業者、仲卸業者は開設区域内において小売をする場合は開設者の承認が必要）※国の業務規程例により条例で規制			

※改正卸売市場法の施行期日：令和2年6月21日

(別紙2)

東京都中央卸売市場 条例改正準備会議 委員名簿

区分		所属・役職	氏 名
外部有識者		中央大学商学部教授	木 立 真 直
		流通経済大学流通情報学部教授	矢 野 裕 児
		A. T. カーニー株式会社パートナー	後 藤 治
		東京聖栄大学客員教授	藤 島 廣 二
		卸売市場政策研究所代表	細 川 允 史
出 荷 者		一般社団法人大日本水産会常務理事	長 岡 英 典
		全国農業協同組合連合会園芸部長	金 子 千 久
卸売業者	水産	東京都水産物卸売業者協会会長	伊 藤 裕 康
	青果	東京中央市場青果卸売会社協会副会長	鈴 木 敏 行
	食肉	東京食肉市場株式会社代表取締役社長	小 川 一 夫
	花き	東京都花き振興協議会理事	加 瀬 泉
仲卸業者	水産	東京魚市場卸組合連合会会長	早 山 豊
	青果	東京青果卸売組合連合会会長	増 山 春 行
	食肉	東京食肉市場卸商協同組合理事長	野 本 照 雄
	花き	東京都花き振興協議会理事	斧 田 清 幸
実需者	水産	東京魚市場買参協同組合	大 川 三 敏
		東京都水産物小売団体連合会会長	渡 邊 一 夫
	青果	東京都青果物商業協同組合理事長	近 藤 栄一郎
	食肉	東京食肉買参事業協同組合	廣 瀬 常 年
		東京都食肉事業協同組合理事長	宮 本 重 樹
	花き	東京都花き振興協議会会長	川 原 常 光
東京都		東京都中央卸売市場事業部長	長 嶺 浩 子
		東京都中央卸売市場市場政策担当部長	松 田 健 次

東京の卸売市場が目指すもの

- ・ 東京の卸売市場は豊かな都民生活の実現のために存在する社会インフラである。
- ・ 都は、質・量ともにバラエティに富んだ「東京の食文化」を支える多様な供給チャンネルに配慮しつつ、近年大きく変化している産地や実需者のビジネス形態への対応をサポートしていく。

【食品流通の核として必要な機能】

これまで提供してきた以下の重要な機能を踏まえ、今後もその役割を十分に果たしていく

- ・ 公正な取引を確保するための指導監督と安全安心のための検査体制
- ・ 豊富な品揃えと目利きによる顧客への対応能力
- ・ 代金決済や情報の受発信を通じた産地等とのつながり

【新たなニーズに応じていくための機能】

外部環境の変化に伴い、産地や実需者が卸売市場に求める新たなニーズに的確に対応

- ・ 加工需要への対応
- ・ 物流効率化によるコスト削減、品質衛生管理向上
- ・ 市場内外のプレーヤーとの取引による品揃え充実と販路拡大



卸売市場としての役割を果たしつつ、新たなニーズに的確に対応することで産地や実需者から選ばれる卸売市場を目指す。

【都民に信頼される卸売市場】

産地や実需者から選ばれる卸売市場を目指すことで、安全・安心かつ安定的な生鮮食料品の供給に加え、新たな都民ニーズに即した品揃えに寄与し、最終消費者である「都民」の信頼につなげていく。

条例改正の方向性

取引の活性化を図るための規制緩和

- 新たな需要の開拓、物流の効率化などの観点から、産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう基本的に規制は緩和
- せり・相対などの取引方法について、市場ごとの実態に応じた設定を可能にするとともに、せり取引については、売買参加者などその参加者に関する規定を整備

公正な取引環境の確保

- 実績報告を義務付け、開設者が取引の実態を把握するなど、適切な指導監督を行うための規定を整備
- 卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、業務の運営に関して、都と市場関係者とは調査審議する場を設置

業務の効率化

- 卸、仲卸等の業務の効率化、生産性の向上を図るため、事前申請の見直し等事務手続を簡素化

食の安全・安心の確保

- 食の安全・安心を確保するため、引き続き品質衛生管理に係る措置を規定